

「音声業界におけるランク」のご案内

「音声業界におけるランク」とは

外画（外国映画の吹替え版）と動画（アニメーション）の出演時に適用されるランク（報酬基準）のことです。日俳連の組合員は、申請したランクと団体協約に基づき、外画・動画の報酬が決定されます。

ランクは、15～45 までの任意の数字、あるいは 45 超となる場合は N R（ノーランク）を、日俳連事務局へご申請いただきます。

ランクの数字は「×1,000 円」となります。

例えば「15」は 15,000 円、「27」は 27,000 円、「45」は 45,000 円を表します。

そして「N R」は 45,000 円超となります。

ご自身で定めたランクを下回る報酬で仕事を受けることは、団体協約で禁止されております。ただし、ご自身のランクを上回る報酬であれば問題ありません。

- ・ O K 例：ランク 20 の人が、今回の作品はセリフ量が多い・歌唱パートがあるなどの理由により、20 を上回るランク以上の報酬で仕事をする
- ・ N G 例：ランク 20 の人が 15 のランクで仕事をする

ランクをご申請いただくと、「芸名、外画・動画それぞれのランク、備考（事務所名等）」の基本情報を、毎年 4 月刊行の出演料表（ランク表）に掲載いたします。この出演料表は、日本音声製作者連盟に加盟する音声制作会社に配布され、外画および動画のキャスティングに活用されます。

音声業界における報酬の一例

ランク 15 の人が一括処理 C 方式のアニメーション作品（60 分）に出演の場合
基本ランク 15,000 円×時間割増率 1.5×利用率 220% = 49,500 円

※報酬を規定する「一括処理 C 方式」「時間割増率」などの詳細は、「ランク申請」をご検討・ご希望の方へ差し上げる『音声業界ハンドブック』にてご参照いただけます。

※「新人登録制度」について

音声の仕事を始めようとする者で、かつマネ協・声事協傘下の事務所に所属している実演家のみが継続的に利用する制度のことです。このご案内をお読みの方は、ご利用できない制度となっております。